

韓国における才能教育制度の理念と構造

—「英才教育振興法」以後を中心に—

石 川 裕 之

1. はじめに

「平等至上主義」ともいうべき戦後教育の中で、公教育における才能教育が長らくタブー視されてきたわが国においても、近年になって政府・地方自治体レベルで才能教育の実践が活発化している。その一例としては、1998年から導入された大学入学年齢制限緩和に関する特例措置（いわゆる大学「飛び入学」制）、2002年から始まった文部科学省による「スーパーサイエンス・ハイスクール」の指定、2005年に予定されている群馬県太田市の教育特区における英語の小中高一貫校設立（ぐんま国際アカデミー）などが挙げられるだろう。また2000年には教育改革国民会議が「教育を変える17の提案」の中で「一人ひとりの才能を伸ばし、創造性に富む人間を育成する」ことを掲げている。さらに同分野の基礎的研究も麻生誠や岩永雅也（麻生・岩永、1997年）、松村暢隆（松村、2003年）らによって進展をみている。

このようにわが国では才能教育に対する関心が徐々に高まりをみせ、一部ではすでに実践が始まっているにも関わらず、これまで才能教育のありかたをめぐる議論は十分になされてきたとはいえない。才能教育を何のために（実施目的）、誰に対し（実施対象）、どの分野で（実施分野）、どのように（実施方法）おこなうかといった理念についても依然として曖昧なのが現状である。

一方で諸外国に目を向けた場合、現時点で世界の才能教育をリードしているのはアメリカであろうが、アジア諸国においても才能教育が積極的に展開されてきた。隣国の韓国も才能教育が盛んな国の1つであり、これまで20年に渡って才能教育が実施されてきた。

それではなぜ韓国ではわが国と教育制度や教育的風土が近いにも関わらず、わが国と異なり20年も前から才能教育が実施されてきたのだろうか。そして韓国は現在どのような理念に基づき、どのような才能教育制度を築こうとしているのか。本稿ではこれらを明らかにするために、まずはじめに韓国の才能教育をとりまく社会的背景や時代状況に注目して、80年代はじめに才能教育が導入され、90年代後半から才能教育が活発化している理由について考察する。次に「英才教育振興法」（2000年制定・2001年一部改定・2002年施行）および「英才教育振興法施行令」（2002年制定・施行）を手がかりとして、才能教育の理念にみられる特徴について考察する。そして最後に才能教育制度の現状と問題点について述べることにする。

2. 社会的背景と時代状況

韓国を含め多くの国々において才能教育の必要性は、①科学技術をはじめとする各分野をリ-

ドする人材を養成し、国際社会において自国の競争力を向上させるという国家的・社会的側面、②才能児個人の能力と適性に応じた教育機会を保障し、その才能を最大限に伸ばさせるという個人的・教育的側面の2つの側面から説明される。しかし各国の社会状況や時代状況によってどちらの側面がより強調されるかは異なる。そしてその強調の度合によって、その国の才能教育制度の理念や構造は大きく影響を受けると考えられるのである。

それでは、韓国では才能教育の必要性の2つの側面のうちどちらの側面がより強調され、その度合は時代状況によってどのように変化してきたのか。この20年で韓国の才能教育には大きな転機が2度あった。1度目が才能教育導入の契機となった「平準化」政策¹、特に1974年の高校「平準化」の実施である。そして2度目が国際社会における国家の生き残り戦略の重要性を韓国国民に強く認識させることとなった1997年の大規模な経済危機、いわゆるIMFショックである。

2-1. 「平準化」政策の実施と才能教育の導入

韓国における才能教育は1983年の京畿科学高校の設立によって始まった。韓国が80年代はじめに才能教育の導入に踏み切った背景には次の2つの理由があった。

1つ目は、1969年の中学校「平準化」に続く1974年の高校「平準化」によって一般学校での学級の異質集団化が進み、才能児の卓越した能力と特殊な適性に応じた教育を提供することが困難になり、その補完が必要となったためである。このため韓国の才能教育は、「平準化」された一般学校ではなく高校段階の特別学校、すなわち科学高校や外国語高校、芸術高校、体育高校といった特殊目的高校²を中心として展開されることとなった。

2つ目は、天然資源に乏しく後発の工業国であった韓国が、当時高まりつつあった大国の保護貿易主義に対抗し国家を発展させていくためには、人的資源の開発と活用が最も重要な課題であると考えられたからである。したがって才能教育の実施分野は国家発展に直結する科学技術分野が中心となった。

以上からわかるように、韓国においても才能教育は「平準化」政策の補完という個人的・教育的側面と国家発展のための人的資源開発という国家的・社会的側面の両面からおこなわれてきたのである。特に才能教育導入の直接の契機となったのが前者であり、その後長らく「『平準化』政策の補完」という言葉は才能教育の大義名分として頻繁に用いられることになる³。これは才能教育の必要性を説明する場合に、より個人的・教育的側面に重点をおいていたことを意味する。

2-2. IMFショックと英才教育振興法の制定

80年代はじめに科学高校の設立から始まった韓国の才能教育はその後量的拡大を続け、実施形態や実施分野において多様性を増していった。しかしそれは即ち才能教育が社会に抵抗なく受け入れられたということを意味しない。むしろ「平準化」政策の実施にみられるように、教育における平等主義が強く受験競争が激しいことで知られる韓国においては、実のところ才能教育はその導入当初から強い批判にさらされてきたのである。

こうした批判の代表的なものは、少数の者にだけ特別な教育を提供することは不平等である、社会階層の再生産を助長する恐れがある、親の教育熱を煽って受験競争を加熱させるというものであった（例えばイ・ギュファン、1994年、15～19頁、ソン・ジフイ、2002年、22頁）。そして才能教

育に対する批判がいかに根強いものであったかを最もよく表しているのが、80年代はじめの才能教育導入当初から幾度となく関連法制定の必要性が唱えられていたにも関わらず、20年の長きに渡って実現されなかったという事実である。

ところが90年代後半になって才能教育はにわかに活発化し、才能教育に関する法制的基盤が急速に整備されていくことになる。1995年の教育改革委員会大統領報告書において才能教育強化の指針が示され、1996年には全国的に早期進級・卒業制および5歳での初等学校早期入学制がスタートし、1997年には教育基本法の中で才能教育の義務化が示された（教育基本法第19条）。こうした流れを生み出した最も大きな要因は、20世紀末にグローバル化・情報化が急激に進展したためである。才能教育のデメリットを強く警戒する一方で、韓国が発展を続けていくには人的資本の開発が不可欠であるという認識は以前から韓国社会に一定程度共有されていたと考えられる。

そしてこうした流れを促進し才能教育が社会的コンセンサスを獲得するのに決定的な役割を果たしたのが、1997年に起こったいわゆるIMFショックであった。この未曾有の経済危機は国家の発展がこれまで通り続くものと信じていた韓国国民に、それがもはや他国との激しい競争なしには得られないものであると強く認識させることになったのである。

IMFショック以後の韓国においては、「英才こそ最も重要な『国家資産』である」（世界日報、2001.01.16）という認識が社会に広く浸透していった。もちろん才能教育のデメリット、中でも受験競争を煽る危険があるという点に対しては依然厳しい目が向けられているものの、才能教育批判の急先鋒であった教職員組合をはじめとする進歩主義・平等主義陣営でさえ才能教育の必要性自体に対しては理解を示すようになってきている。現在、才能教育をめぐる議論の焦点は才能教育を実施するか否かという段階を過ぎ、実施を前提としていかにそのメリットの最大化を図り同時にデメリットを最小化するかというものに移っている。そしてこうした流れがもたらした結果の1つが、初の才能教育関連特別法となった2000年の英才教育振興法の制定であった。

以上みてきたように、韓国の才能教育には「平準化」政策の実施とIMFショックという2度の転機があった。才能教育の出帆から長らくの間は「平準化」政策の補完という個人的・教育的側面からその必要性が強調されることが比較的多かった。しかしIMFショック以後は才能教育によって人的資源を開発し国家の生き残りを図るという国家的・社会的側面がより強調されるようになってきている。それではこうした時代状況の変化が才能教育の理念にどのように反映されているのであろうか。

3. 才能教育の理念

以下では英才教育振興法および同施行令を手がかりに、21世紀の韓国における才能教育の理念について考察していくことにする。才能教育の理念において特に重要なのは、何のために（実施目的）、誰に対し（実施対象）どの分野で（実施分野）、どのように（実施方法）おこなうかの4つの視点であると考えられるので、以下これらの項目について、特にアメリカの法令・公的文書に示されている才能教育の理念との比較を通してみていく。

3-1. 実施目的

才能教育の目的は英才教育振興法第1条に反映されている。その条文は以下の通りである。

この法は、教育基本法第12条および第19条の規定により、才能が優れた者を早期に発掘し、生れついでにの潜在力を啓発できるように、能力と素質に合った教育を実施することで、個人の自己実現を図り、国家・社会の発展に寄与するようにすることを目的とする。

この条文を見て分かるように、才能教育の目的には、能力と素質に応じた教育機会を提供することで「個人の自己実現」を図るという個人的・教育的側面と、「国家・社会の発展に寄与」するという国家的・社会的側面の2つが示されている。この条文には明らかにアメリカの*Marland Report*の影響がみられるが、同報告が才能教育の目的を「自己や社会への貢献を実現するため」（原文は“in order to realize their contributions to self and society”）としているのに対し、英才教育振興法においては「自己実現」や「社会」への寄与に加えて、「国家」への寄与が含まれている点特徴的である。

上述したようにIMFショック以前は才能教育の必要性が「平準化」政策の補完という個人的・教育的側面に重点をおいて説明されることが比較的多かった。だがそれは国家的・社会的側面が無視されていたということではない。国家の科学技術力向上を目的の1つとして設立された科学高校はもちろんのこと、芸術高校や体育高校においても「文化国家としての力を養う」（チョ・ソクフィほか、1997年、21頁）ことや「国威宣揚」（韓国教育産業情報院、2001年、535頁）が設立目的の1つとして謳われている。しかしながら英才教育振興法によって「国家・社会の発展に寄与」することが才能教育の目的の1つであることが初めて法令レベルで明記されたことは、IMFショック以後の才能教育の国家的・社会的側面を強調する流れを反映していると捉えることができる。

3-2. 実施対象

才能教育（「英才教育」）とその対象となる才能児（「英才」）については英才教育振興法第2条において以下のように定義されている。

「英才」

才能の優れた者で、生まれついでにの潜在力を啓発するために特別な教育を必要とする者。

「英才教育」

英才を対象として、各個人の能力と素質にふさわしい教育内容と方法で実施する教育。

韓国における才能児（「英才」）の定義は「生まれついでにの潜在力」というように才能の先天性が強調されている点が特色である。例えば知能（特にIQ）が生得的なものであるかどうかはアメリカでも古くから議論されてきたが、公的に才能の先天性を認めるか否かは人種・民族差別の問題ともつながりかねないナイーブな問題であり、*Marland Report*などアメリカの定義では個人の潜在能力には触れていても、才能の先天性に関する記述はみられない（松村、2003年、17～20頁）。韓国において才能の先天性が法令レベルで明示される理由としては次の3つが考えられる。

まず1つ目に、国民の間に才能教育ブームを加熱させないためであることが考えられる。韓国では「英才」という言葉がわが国のように必ずしもタブー視されていない。しかしそれゆえに「手間のかからない頭のいい子」や「教師が好む秀才」といった程度の意味にとらえられやすい(東亜日報, 1995.10.19, 韓国日報, 2003.03.10)。また多くの保護者がわが子が才能児であったらばと願う(世界日報, 1995.11.17), 才能教育プログラムを受けさせさえすれば自分の子どもも才能児になれると信じているという(ハンギョレ新聞, 2000.04.01, 東亜日報, 2002年, 78~79頁)。こうした状況下では才能教育ブームが加熱しやすいため、専門家は才能の先天性を強調してきた⁷。

次に2つ目として、才能の先天性の明示は家庭の経済力などの後天的要素を才能教育からできるだけ排除しようという意志の表われと捉えることができる。上述したように韓国における才能教育批判の根柢の1つは社会階層の再生産を助長する恐れがあるということがあったが、現在政府は社会的・経済的に恵まれない層の子弟の才能教育への参加支援を政策に盛り込むことでこうした批判に応えようとしている(韓国教育開発院, 2004年, 1~35頁)。

3つ目に、韓国の才能教育には強い民族主義や優生学的志向との結びつきがみられ、これが才能の先天性の明示を躊躇しない要因の1つとなっていると考えられる。例えばソウル科学高校の初代校長金東旭の「英才の才能は個人のものであると同時にわが民族共有の資産であります。はるか昔より遺伝の原理によって代々伝えられわが民族に続いてきた才能の中で、ごく少数の英才のみが他人よりも並はずれて多くの才能を持って生まれてきたのです」(ソウル科学高等学校五年史編集委員, 1994年, 8~9頁)という言葉の中にはこうした特徴がよく表れている。また強烈な民族主義教育を掲げる私立の民族史観高校は、政府の技術的支援を受けて才能教育を実施しており現校長は元教育部長官である。このことから韓国においては才能教育と民族主義の結びつきが公的に容認される類のものであることが読み取れる。

こうした事象は韓国の歴史・文化と密接に関連しているため単純な批判は避けるべきであるが、一方で才能教育と民族主義や優生学的志向が結びついた場合に起こり得る危険性についても十分に認識しておくべきであろう。例えば優生学的志向は人間の無批判な選別を正当化したり、才能児が他の子どもを蔑視したりすることにつながる危険がある。また自民族の優秀性の過度の強調は才能児にエスノセントリズムを植え付けてしまうかもしれない。さらにいうなら、こうした強い民族主義は韓国が「単一民族国家」であるという前提に立つものであるが、近年は朝鮮民族(韓国では「韓民族」)以外の外国人労働者なども増加しており、こうした前提は少しずつゆらぎつつある。そうした状況の中で才能教育と民族主義が強く結びついている場合、例えば外国人労働者の子弟が自民族でないとの理由から直接的・間接的な形で才能教育を受ける機会を制限されるという可能性が出てくることも否定できないだろう。

3-3. 実施分野

英才教育振興法第5条に示されている才能の領域は、①一般知能、②特殊学問適性、③創造的思考能力、④芸術的才能、⑤身体的才能、⑥その他特別な才能の6つであり、明らかにアメリカの*Marland Report*に影響を受けている。また英才教育振興法施行令第12条において、才能教育の対象者は「特定教科または特定分野」および「芸術的・身体的分野」において一定水準以上の優れた才能または潜在力を持つと認定された者となっている。ここから韓国における才能教育の実

施分野は数学・科学や言語などの認知領域に関する分野および芸術や体育の分野であると類推できる。そしてその実施分野にみられる特徴としては次の2つを指摘できる。

第1に、韓国ではスポーツ分野の才能教育の必要性が現在も公的に認められている点である。実際にこの分野の才能教育機関として体育高校が存在しているが、それらはすべて公立学校である。これはアメリカにおける才能の領域で韓国の「身体的才能」に相当する「精神運動能力 (Psychomotor ability)」が、「スポーツに優れた者は、既存の活動の機会にじゅうぶんに恵まれている」(松村, 2003年, 18頁)との理由で1978年に削除されたのとは対照的である。

第2に、韓国においては指導力を強く求められる社会的リーダー層よりも、科学技術分野など特定分野のスペシャリスト養成に重点をおいていると考えられる点である。実際に韓国の才能教育は数学・科学や言語、芸術、体育などの分野でおこなわれており、各分野ごとに特別学校(特殊目的高校)が設けられている。アメリカにおける才能の領域には「指導力 (Leadership)」という項目があるのに韓国にはないことからこの特徴を推察することが可能である。

3-4. 実施方法

才能教育の実施方法には様々な側面があるが、ここでは才能教育を実施する形態と学校段階について触れることにする。英才教育振興法第2条において才能教育機関(「英才教育機関」)は「英才学校」、「英才学級」、「英才教育院」の3つであると定められている。またそれぞれの才能教育機関について以下のように定められている。

国家は英才教育を実施するために高等学校課程以下の各級学校のうち一部の学校を指定し英才学校として転換するか新たに英才学校を設立・運営することができる。

(英才教育振興法第6条)

国家または地方自治体は英才教育を実施するために高等学校課程以下の各級学校に教科領域のすべてまたは一部に対して英才学級を設置・運営することができる。(同第7条)

市・道教育庁、大学、国公立研究所、政府出資機関および科学・技術、芸術、体育等と関連する公益法人は英才教育院を設置・運営することができる。(同第8条)

実施形態に注目した場合、英才学校、英才学級、英才教育院はそれぞれ、①特別学校における才能教育、②一般学校における才能教育、③大学・研究所や教育庁等における才能教育に対応している。また才能教育を実施する学校段階については英才学校と英才学級で高校段階以下であることが明記されているが、実際には英才学級と英才教育院については初等学校から高校までの段階で実施されており、英才学校については英才教育振興法施行令第14条の規定により実質的に高校段階のみでの実施が可能となっている。

さらにこれら3種類の才能教育機関の設置者をみた場合、国家や地方自治体、大学、公益法人などすべて公的性格を有している機関であることがわかる。加えて英才教育振興法では才能教育に関する重要事項を審議し、才能教育機関の指定や設置承認およびその取り消しなどの業務をお

こなるために教育部に教育次官を委員長とする「中央英才教育振興委員会」を、同じく市・道教育庁に副教育監を委員長とする「市・道英才教育振興委員会」を設置することが定められている。また英才教育振興法第3条には「国家の任務」が示されているが、その範囲は才能教育に関する総合的計画の樹立から才能教育を担当する教員の任用や研修、才能児判別方法の開発、才能教育の内容と方法の改善にまで至る。ここから英才教育振興法下では才能教育機関が国家や地方自治体から直接的・間接的な関与を受けており、最終的には国家が才能教育制度全体を統制する構造になっていることがわかる。

以上、英才教育振興法および同施行令を手がかりとして韓国の才能教育の理念についてみてきた。その中でいくつかの特徴ならびに問題点が明らかになったが、特に実施目的と実施方法に関しては明らかに才能教育の必要性が国家的・社会的側面から強調されるというIMFショック以後の流れが反映されていた。

それでは具体的に韓国が企図する21世紀の新たな才能教育制度の構造とはどんなものであろうか。そしてそこにはどのような問題点がみられるのであろうか。

4. 才能教育制度の構造と現状

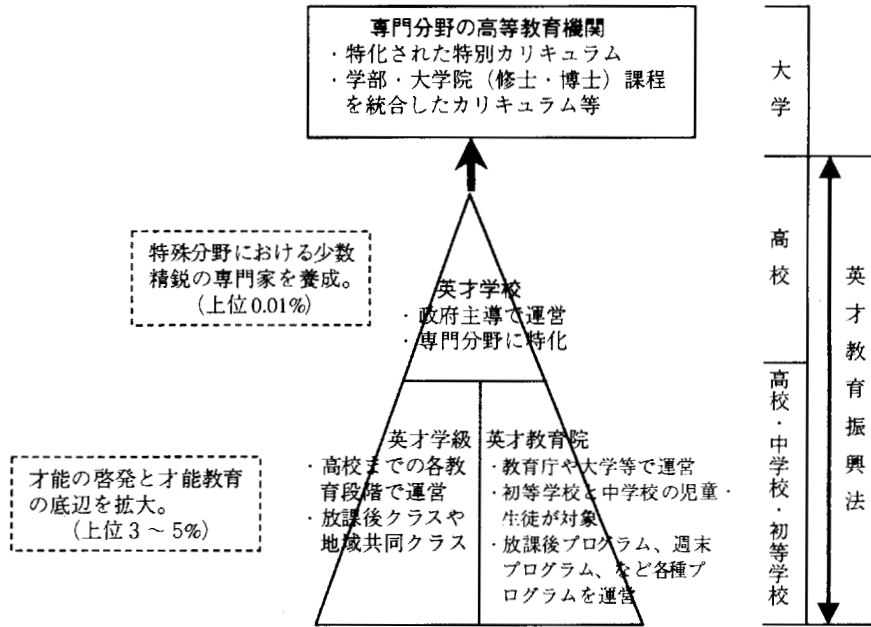
現在、英才教育振興法以前から存在していた才能教育機関の新たな才能教育制度への統合が進んでいる。80年代後半から各学校が英才クラス（原語は「英才班」）を、各市・道教育庁が地域共同英才クラス（原語は「地域共同英才班」）を設置し始め、放課後や夏休み期間中などに非正規の形で才能教育プログラムを実施していた。これらのうち基準を満たし学校長や市・道教育庁から申請があったものに関しては漸次英才学級や英才教育院に転換されていっている。また2002年には釜山科学高校がはじめて英才学校へと転換され2003年に開校した。

4-1. ピラミッド構造

英才教育振興法による新たな才能教育制度の構造的特徴は、学校段階や対象者の幅によって才能教育機関の設置形態や開放度などを多様に組み合わせた「ピラミッド構造」を構想している点にある（図1）。これはたとえば、上位3～5%に該当する初等学校段階の多数の才能児のためには一般学校に設置される英才学級で才能教育を提供し、特定の分野に突出した才能を示す才能児のためには英才教育院で当該分野に重点をおいた才能教育を提供し、さらに上位0.01%の高校段階の才能児には英才学校において高度に専門的な才能教育を提供するというものである。

こうしたピラミッド構造には、これまでのように高校段階の特別学校（特に科学高校）にのみ国家の関与が及んでいた状態から、初等学校から高校に至る教育段階のあらゆる形態の才能教育機関を国家レベルで統制し、そのシステム化・効率化を図ろうという意図がみられる。国家レベルでの才能教育制度の統制には、才能教育プログラムの質や教員の専門性を高めたり、才能教育機関の間の連携を深めたり、学校段階間を縦断した体系的な才能教育が可能となるといったメリットがある。しかし新たな才能教育制度が対象者3～5%の底辺部に対し頂点がわずか0.01%の先端部という非常に先の鋭いピラミッド構造をもっていることに注目した場合、そこにはより多くの子どもに才能教育の機会を与えようというよりは、むしろ才能教育制度の裾野を広げてより

図1 英才教育振興法に基づく新たな才能教育制度モデル



注) 上位何%を才能教育の対象とするかは英才教育振興法に定められておらず、図中の数字は韓国教育開発院の報告書をもとに筆者が加えたものである。
 出所：チョ・ソクフィほか、2002年、「英才教育振興法総合計画樹立方案」韓国教育開発院、116頁を参考に筆者が作成。

大きな母集団から国家の発展に寄与する最も優れた層の才能児を選抜しようという意図が強く込められているとみることができる。

4-2. 現状と問題点

2003年現在、英才教育振興法に基づく才能教育機関に所属している児童・生徒数は21,616人で、全児童・生徒数の0.28%にあたる(表1)。2002年にはこの数字は約1万人、全児童・生徒数の

表1 才能教育機関の現状(2003年現在)

		対象者数(機関数)			
		初等学校	中学校	高校	計
英才学校		0(0)	0(0)	114(1)	114(1)
英才学級		4,039(101)	3,172(95)	1,114(29)	8,325(225)
英才教育院	教育庁附設	3,264(74)	4,923(91)	309(6)	8,496(155)
	大学附設	1,884(17)	2,697(16)	70(5)	
計		9,187(176)	10,792(202)	1,637(41)	21,616(402)
全児童・生徒数に対する比率		0.22%	0.59%	0.09%	0.28%
対象者数全体に占める割合		42.5%	49.9%	7.6%	100%

注1) ここに示した機関は英才教育振興法によって「英才教育機関」として規定されているものに限る。
 2) 英才教育院の機関数の計において、初・中または初・中・高とともに運営している機関は1機関として計算している。
 出所：ソ・ヘエ、ソン・ヨンア、キム・ギョンジン、2003年、「英才教育機関教授・学習実態研究」韓国教育開発院、40頁をもとに筆者が作成。

およそ0.1%に留まっていたので(チョ・ソクフィほか, 2002年, 119頁), わずか1年で才能教育対象者は2倍に急増していることになる。政府は2007年までにこの数字を4万人(0.5%)にし, 2008年以降は8万人(1%)にまで増やす計画である(同前書, 同頁)。

現在は英才教育振興法が施行されてから間もないため, 同法以前の才能教育制度から同法以後の新たな才能教育制度への移行期にあっている。そして統計を見る限り, 特殊目的高校から英才学校への転換を除けば, 英才クラスや地域共同英才クラスの英才学級や英才教育院への転換は比較的スムーズにおこなわれていると推察される。もしこの先も現在のペースを保つことができれば政府の計画は達成されるものと予測されるが, 現時点ですでにいくつかの問題点がみられる。

第1に, 才能教育対象者の増加のペースがかなり急激であるため, 才能教育機関の施設・設備, 教員の確保・研修, 才能児の認定・選抜方法の標準化, 教授法および教材の開発などの受け入れ体制の整備が追いつかない恐れがあるという点である。才能児の認定・選抜方法や教授法および教材の開発などのソフト面に関しては韓国教育開発院による長年に渡る研究蓄積があるのでそれほど大きな問題は起きないと思われるものの, 施設・設備や教員の確保・研修などハード面に関しては予算的問題も含めて不安要素が多いのが実情である。

第2に, 実施分野が数学・科学分野に極端に偏重している点である。英才教育振興法に基づく才能教育機関が提供している才能教育プログラムにおいて, 全対象者の実に82%が数学・科学に関するプログラムを履修しているという(ソ・ヘエ, ソン・ヨンア, キム・ギョンジン, 2003年, 40頁)。これまでも韓国では国家の科学技術競争力向上を念頭に, 数学・科学分野を中心として才能教育が実施されてきた。しかしこうした数学・科学分野偏重に対しては以前から批判があり, 今後は言語や芸術, 体育など多様な分野において均衡のとれた才能教育の発展を目指す計画である(チョ・ソクフィほか, 2000年, 31頁)。しかし82%という圧倒的な履修者の比率や, 現在唯一の英才学校が科学英才学校であることからわかるように, 実際には政府の目も数学・科学分野に向いていることを考えれば, 今後もしばらくは数学・科学分野への偏重は変わらないと推察される。

第3に, 初等学校・中学校段階と高校段階との間で才能教育対象者の数に著しい不均衡がみられる点である。表1をみてわかるように, 初等学校段階と中学校段階の才能教育機関に所属する児童・生徒の数はそれぞれ1万人前後とバランスがとれている一方で, 高校段階の才能教育機関に所属する生徒の数は約1,600人, 才能教育対象者数全体の7.6%に過ぎない。高校段階で才能教育対象者が極度に少なくなる現象は, 長期間に渡って一貫性のあるプログラムの提供が必要となる才能教育にとって決して望ましいとはいえないだろう。それでは高校段階で急激に才能教育対象者が減少する理由は何であろうか。ここでは次の3つを挙げておきたい。

まず1つ目に, 高校生は大学受験の準備で多忙なために才能教育を受けている時間的余裕がないことが挙げられる。したがって高校段階で才能教育を盛んにしようと思えば, 大学入試の際に特別措置を受ける法的権利を有する英才学校を大幅に増設するか, もしくは英才学級や英才教育院で才能教育を受けた者に対して特別な配慮するなどの方法をとるのが妥当であろう。しかし90年代後半に特殊目的高校に与えられた大学入試の際の特典(比較内申制)に対して一般高校からの異議申し立てがあり, 両校の保護者が衝突して社会問題にまで発展したことからみても, 実際上記のような措置を大々的に講じることは難しいと考えられる。

表2 特殊目的高校の現状（2003年現在）

	学校数	(国立：公立：私立)	生徒数
科学高校	17	(0：17：0)	2,950
外国語高校	19	(0：5：14)	18,119
芸術高校	25	(1：7：17)	16,181
体育高校	14	(0：14：0)	3,327
計	75	(1：43：31)	40,577

注) 科学高校の数字は旧科学高校時代に入学したため英才学校の生徒とはみなされない釜山科学高校の2・3年生を含むと考えられる。

出所：教育人的資源部, 韓国教育開発院, 2003年, 『教育統計年報 2003』韓国教育開発院, 218～233頁。

2つ目に、上記とも関わるが、特殊目的高校（特に科学高校）の英才学校への転換が社会的葛藤を引き起こしてスムーズに進んでいないことが挙げられる。英才教育振興法制定当初は当時15校存在していた科学高校を全て英才学校に転換するという案も存在した。しかし受験競争の低年齢化や英才学校の受験名門校化に対する危惧、大学入試における特例措置の如何等をめぐって政府と保護者および政府と市・道教育庁の間で葛藤があり、英才学校の設立案は度重なる変更を繰り返した。結局現在、英才学校は釜山科学高校ただ1校に留まっている¹⁰⁾。

英才学校の有力な候補である科学高校、外国語高校、芸術高校、体育高校の4系列の特殊目的高校は英才教育振興法以前の才能教育制度を代表する才能教育機関であり、現在4万人もの生徒を有する（表2）。高校段階の才能教育を考える上でこれらの特殊目的高校のプレゼンスは非常に大きい。しかしながら現時点では科学高校でさえ英才学校への転換についての最終的な結論は依然出されていない状態である（チョ・ソクフィほか, 2003年）。90年代はじめの増設・拡充によって科学高校が受験名門校化した経緯を踏まえれば¹¹⁾、これらの特殊目的高校すべてが英才学校に転換される可能性は極めて低い。だがその場合法制上は英才教育振興法の規定を受けない特殊目的高校を新たな才能教育制度の中でどう位置づけていくのかが大きな問題となってくるだろう。

3つ目に、韓国では「平準化」政策の補完のために、高校段階では特殊目的高校のような特別学校における才能教育が発達した一方で、一般学校や市・道教育庁における才能教育の土壌があまり育たなかったことが挙げられる。例えば2002年の調査において英才クラスを設置していた一般学校の数は初等学校146校、中学校63校に対して高校はわずか8校であったし（チョ・ソクフィほか, 2002年, 11～13頁）、市・道教育庁が設置していた地域共同英才クラスの場合も主な対象は初等学校高学年から中学校の児童・生徒であった（同前書, 10頁, 12頁）。いずれにしろ大学受験や「平準化」政策といった韓国の後期中等教育にとって非常にナイーブで最も本質的な問題が要因となっていると考えられる以上、高校段階で才能教育対象者が激減する現象の解決は容易ではないだろう。

5. おわりに

以上、韓国における才能教育制度の理念と構造について考察してきた。まず才能教育をめぐる社会的背景や時代状況をみた場合、韓国の才能教育にはこの20年で2度の大きな転機があった。

1度目が才能教育導入の契機となった「平準化」政策、特に1974年の高校「平準化」の実施であった。そして2度目が1997年のいわゆるIMFショックであった。韓国ではこれまで才能教育の必要性が、才能児個人の能力と適性に応じた教育機会を保障し「平準化」政策を補完するという個人的・教育的側面からとともに、国際社会における自国の競争力向上や国威宣揚といった国家的・社会的側面からも強調されてきた。そして80年代はじめの才能教育の出帆から長らくの間は前者が才能教育実施の大義名分とされることが比較的多かったのに対し、IMFショック以後は国家の生き残りを図るために後者がより強調されるようになってきていることが明らかになった。こうした流れがもたらした結果の1つが2000年の英才教育振興法の制定であった。

次に英才教育振興法を手がかりとして才能教育の理念について考察したところ以下の特徴がみられた。第1に、才能教育の実施目的においては国家・社会への寄与が明示されていた。第2に、才能の先天性が強調されていた。第3に、実施分野においてはスポーツ分野の才能教育の必要性が公的に認められており、また科学技術など特定分野のスペシャリスト養成に重点をおいていることが読み取れた。第4に、英才教育振興法においては英才学校、英才学級、英才教育院の3種類の才能教育機関を定めることで多様な実施形態における才能教育が企図されているが、これらの才能教育機関は国家や地方自治体による直接的・間接的な関与を受けており、最終的には国家が才能教育制度全体を統制する構造になっていた。中でも第1と第4の特徴はIMFショック以後に才能教育の必要性がより国家的・社会的側面から強調されるようになってきている流れを反映していた。

最後に才能教育制度の構造的特徴と現状について考察した。英才教育振興法による新たな才能教育制度の構造的特徴は、学校段階や対象者の幅によって才能教育機関の設置形態や開放度などを多様に組み合わせた「ピラミッド構造」を構想している点にあった。そしてそこにはより多くの子どもに才能教育の機会を与えようというよりは、むしろ才能教育制度の裾野を広げてより大きな母集団から国家の発展に寄与する最も優れた層の才能児を選抜したいという意図が強く込められていると考えられた。

才能教育制度の現状については、現在は英才教育振興法以前の才能教育制度から同法以後の新たな才能教育制度への移行期にあたっているが、英才学校を除けば、才能教育機関の転換は比較的スムーズにおこなわれているものと推察された。しかし現時点で次の3つの問題点がみられた。第1に、才能教育対象者の増加のペースがかなり急激であるため、才能教育機関の施設・設備や教員の確保・研修など特にハード面での整備が追いつかない恐れがあった。第2に、実施分野が数学・科学分野に極端に偏重していた。第3に、初等学校・中学校段階と高校段階との間で才能教育対象者の数に著しい不均衡がみられた。

韓国は現在、グローバル化・情報化が進展する中、国家間の激しい競争が強られる21世紀の国際社会で生き残り発展を続けるためには、重要な人的資源である才能児を国家レベルで効率的に養成し最大限に活用することが必要であるといった認識に基づいて、新たな才能教育制度の理念と構造を構築している。そこには韓国独自の社会的背景や時代状況が存在していることと、いくつかの問題点もみられることに注意すべきではあるが、才能教育の理念を明確にした上で才能教育を実施していこうという姿勢は評価に値すると思われる。

ひるがえってわが国の場合、才能教育の理念について依然として曖昧なまま実践だけがなし崩

的に進められている印象が否めない。才能教育に対する肯定論も否定論も未だ感情的なレベルに留まっているケースをしばしば目にするのは、才能教育を実施する目的・対象・分野・方法、それに才能教育のメリットとデメリットについての具体的な議論が十分になされていないため、なぜ才能教育を実施するのか（あるいは実施しないのか）についての論理的な説明ができない状態にあるからではないだろうか。才能教育に対する関心が徐々に高まりをみせている今こそ、わが国においても才能教育の理念について広く議論し、それを明確化していく必要があるだろう。

[引用文献一覧]

【日本語文献】

- 麻生誠・岩永雅也編, 1997年, 『創造的才能教育』玉川大学出版部
- 石川裕之, 2004年, 「科学英才学校設立の経緯と今後の発展方向」瀬沼花子(研究代表者)『算数・数学教育における創造性の育成に関する政策とその実情の国際比較研究』文部科学省科学研究費補助金・特定領域研究(2), 国立教育政策研究所, 123～134頁
- 馬越徹, 1981年, 『現代韓国教育研究』高麗書林
- 杉本均・石川裕之・嚴賢娥, 2004年, 「シンガポールおよび韓国における才能教育の比較研究」『京都大学大学院教育学研究科紀要』第50号, 64～86頁
- 松村暢隆, 2003年, 『アメリカの才能教育』東信堂

【韓国語文献】

- イ・ギュファン, 1994年, 「国家競争力強化論理と教育改革」『韓国教育研究』第1号, 韓国教育研究所, 9～23頁
- 韓国教育開発院, 2004年, 『英才教育政策活性化方案』韓国教育開発院
- 韓国教育産業情報院, 2001年, 『2002韓国教育統計年鑑』韓国教育産業情報院
- キム・ジョンソ, ハン・ジョンハ, キム・スンテク, 1982年, 『英才教育綜合遂行方案』ソウル大学校
- ソウル科学高等学校五年史編纂委員, 1994年, 『ソウル科学高等学校五年史』ソウル科学高等学校
- ソ・ヘエ, ソン・ヨンア, キム・ギョンジン, 2003年, 『英才教育機関教授・学習実態研究』韓国教育開発院
- ソン・ジフィ, 2002年, 「高校平準化『補完論』の虚構性と新しい平準化理念」『教育批評』第8号, 教育批評, 16～33頁
- チョ・ソクフィほか, 1997年, 『英才教育政策研究』韓国教育開発院
- チョ・ソクフィほか, 2000年, 『英才教育中長期綜合發展方案』韓国教育開発院
- チョ・ソクフィほか, 2002年, 『英才教育振興法綜合計画樹立方案』韓国教育開発院
- チョ・ソクフィほか, 2003年, 『科学英才学校拡大發展方案』韓国教育開発院
- 東亜日報, 2002年, 「『課外で英才作り』子どもつかむ」『週間東亜』第363号, 東亜日報, 78～79頁

-
- 1 「平準化」政策の詳細については、馬越, 1981年, 61～71頁を参照されたい。
 - 2 特殊目的高校とは「特殊分野の専門的な教育を目的とする高等学校」（初・中等教育法施行令第90条）である。同校では入学者選抜・予算・教員配置・教育課程運営・学校評価などの教育活動全般にわたる決定を市・道のレベルで下すことができる。特殊目的高校は工業系や農業系などを含め9系列あるが、特に科学高校、外国語高校、芸術高校、体育高校の4系列が一般に才能教育機関とされている
 - 3 例えば才能教育導入に際してその方向性を示した『英才教育綜合遂行方案』には、才能教育実施の目的の1つが「平準化」政策の補完にあることが明確に記されている（キム・ジョンソほか, 1982年, 1頁, 98頁）。
 - 4 例えばイ・スホ全教組委員長は、英才学校卒業者の大学無試験入学制の導入に関して、「英才を育

てなければならないということは認める。しかし普通の児童・生徒との違和感を造成する方式の選抜であれば非教育的であるので反対する」と述べており、さらに韓国教総のチョ・フンスン代弁人も「英才教育の必要性は認める。ただし副作用を憂慮する」と述べている（韓国日報、2001.02.22）。

- 5 チョ・ソクフィほか、2000年、1頁をみても、英才教育振興法が明らかに個人的・教育的側面よりは国家的・社会的側面に重点をおいて制定されたものであることがわかる。
- 6 ここで念頭におくアメリカの才能教育に関する法令・公的文書とは、*Marland Report* (1972年)、*Educational Amendment of 1978, P. L. 95-561, IX(A)* (1978年)、*Jacob K. Javits Gifted and Talented Education Act* (1988年)、*National Excellence: A case for Developing America's Talent* (1993年)、*No Child Left Behind Act, P. L. 107-110, IX (22)* (2002年)の5つである。
- 7 例えば中央日報は社説の中で、「保護者らも『英才性（才能；引用者注）は生まれ持ったもので、英才ではない子供に英才教育を強要した場合望ましくない結果が現れることもある』という専門家の意見に耳を傾ける必要がある」としている（中央日報電子日本語版、2002.04.11）。
- 8 チョ・ソクフィほか、2000年、23～24頁。
なお科学英才学校だけをとって0.1%（1学年600人）を対象とする案が有力であることから考えても（チョ・ソクフィほか、2003年）、当初示された0.01%という数値は理想的なもので、実際にはその数値は大幅に上がるものと考えられる。
- 9 例えば韓国教育開発院も「高校段階では、大学入試と関連して英才学級と英才教育院を選好する生徒は非常に少ない。したがって高校段階では特別学校形態の才能教育機関を増やさなければならない」（チョ・ソクフィほか、2003年、30頁）としている。
- 10 英才学校設立の細かな経緯については石川、2004年、127～130頁を参照されたい。
- 11 科学高校の受験名門校化の経緯については石川、2004年、124～127頁を参照されたい。

（博士後期課程1回生、比較教育政策学講座）

（受稿2004年9月9日、受理2004年11月30日）

A study on the vision and the structure of the educational system for the gifted and talented in South Korea

ISHIKAWA Hiroyuki

This article examines the vision and the structure of the educational system for the gifted and talented in South Korea. South Korea as well as most of the countries insists on the necessity of the gifted education from two perspectives. First, “the personal and educational perspective” such as, the assurance of the opportunity that corresponds to one’s ability and aptitude. Second, “the national and social perspective” such as, the improvement of national competitive ability in the knowledge-based society in the 21st century. After IMF SHOCK in 1997, the later perspective has been emphasized a lot more in South Korea for the purpose of surviving in the knowledge-based society. Furthermore, “The Education Act for the Gifted,” which was enacted in 2000, contains the definition and vision about the gifted education in the 21st century and it reflects such a social context in this country. This article also points out the present conditions and the problems in the structure of the gifted education system in South Korea. The problems are as follows: A rapid increase of students causes a shortage of equipments and well-trained teachers. Mathematical and scientific subjects are given much more emphasis than other subjects. The number of students at the high school level is very less compared to the lower school level.